

平成22年度公害等調整委員会の政策評価に係る

学識経験を有する者の知見の活用について

- 公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、政策評価に当たり、学識経験者等からなる会議の開催を通じて意見を聴取することで、法律等（＊）に基づく学識経験者等の知見の活用を図ってきたところである。

＊ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定） ほか

- 平成22年度分の政策評価に際しても、学識経験者等からなる会議の開催に向けて準備を進めていたものの、23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う計画停電などの一連の動向により、中止を余儀なくされたところである。

- こうした状況から、年度内に本趣旨の会議を開催することは困難と判断し、会議の開催に代えて、個別に意見聴取することに対応することとした。

これを踏まえて、会議への出席を予定していた学識経験者等（＊）に対し説明等を行ったところ、主な意見とそれに対する公調委の考え方について、別添のとおり整理したので、これを公表する。

＊ 会議への出席を予定していた学識経験者等（五十音順、敬称略）

- ・ 磯野 弥生 東京経済大学現代法学部教授
- ・ 鬼丸 かおる 弁護士
- ・ 岸 勇希 (株)電通 コミュニケーションデザイナー
- ・ 北村 喜宣 上智大学法学部地球環境学科教授
- ・ 友井 秀和 NHK放送総局解説委員
- ・ 名取 良太 関西大学総合情報学部教授

学識経験者等からの主な意見と、それに対する公調委の考え方

○ 業務運営全般について

いただいた主なご意見	公調委の考え方
小規模な紛争が増加し、当事者の理解不足もあって主張の整理などに負担がかかる実感は、公害分野に限らずある。なかなか難しい課題だが、制度の理解促進や円滑な手続進行の工夫の継続に努めてほしい。	現在の基本計画期間中は、多様・小規模・本人申請の事件増などに伴う各種動向が見られた。次の基本計画期間では、周知・広報から事件の受付、事件処理の各段階で、この動向を見据えた工夫を継続してまいりたい。
小規模な裁定事件が増えているとのことだが、国と地方の役割分担の一案として、都道府県でも裁定事件を扱うこととしてはどうか。	裁定は調停と法的効果が異なる等のため、より厳格な準司法的手続で審理を行うが、体制整備に要する自治体の負担や事件の総数、申請相談における相談者からの意見等を踏まえると、現時点では必要性に乏しいと考える。
事務負担の軽減のため、予算上の問題は残るものの、比較的安価に相談／受付を行える委託先を確保するなど、職員以外の資源活用策を講じても良いと考える。	相談・事件の増加に伴い、事務負担は増加傾向にあるが、まずは可能な限りメリハリ付け・効率化を図りつつ、なお件数増があれば、外部資源の活用も含めた一層の対応策を検討してまいりたい。

○ 公害苦情相談、申請相談、申請受付について

いただいた主なご意見	公調委の考え方
苦情相談件数の減少について詳細な分析が必要と思われる。不況の影響以外にも、自治体での対応が市民の消極的姿勢を促進していないかといった点を検討すべきではないか。	長期的な傾向としては、例えばダイオキシン問題の際に急増した大気汚染の件数減少も一因と推察されるが、窓口対応の状況をはじめとする統計的に把握困難な事情も、可能な限り把握に努めたい。
全国で8万件におよぶ苦情のデータベース化ができないか。「苦情」から「申請の相談→受付」へというプロセスを意識することが公調委の求める方向性に合致すると考えられる。	毎年とりまとめている公害苦情調査にて、発生原因別／発生源別／苦情の処理期間別など把握をしているところ。今後、申請相談や受付に至る萌芽として、なお一層、苦情相談の情報に注視してまいりたい。
大規模事件の受付を図る上では、能動的な	自治体との連携の強化をはじめ制度の一

<p>姿勢で事案を拾い出すことが望ましい。年間 8 万件に及ぶ公害苦情相談を公調委に集めて精査するために、苦情相談のデータベース化を図り、精査／分析のための土台を構築することが必須である。</p>	<p>層の利用につながる積極的な取組が必要と認識している。なお、自治体が直接処理した典型 7 公害の苦情相談は短期間で終了するものが大半（1 ヶ月以内で処理されたものが 8 割）であり、大規模事件の受付を図る上では、弁護士や裁判所の認知向上が効果的・効率的とも考えられる。</p>
--	--

○ 周知・広報について

<p>いただいた主なご意見</p>	<p>公調委の考え方</p>
<p>公調委の申請相談に関する認知について、自治体や法テラス・弁護士、インターネットといった経路以外の経路を分析して、有意義な知見が得られれば、活用を図ってどうか。</p>	<p>左記以外の経路の例として、知人やタウンページ、他省庁などがあるが、件数的にはそれぞれわずかとなっている。今後とも、認知経路を把握して、戦略的な周知・広報に活用してまいりたい。</p>
<p>周知・広報については、法テラスや弁護士経由での認知が低い現状からは、自治体やインターネットに集中して実施するのが効率的ではないか。</p>	<p>認知の低い経路についても、認知が向上し制度の一層の利用につながるよう、法テラスや弁護士への協力依頼の内容について有効性を意識して工夫するなどの対応をしてまいりたい。</p>
<p>公調委のホームページ（HP）は、専門家にとっては貴重な情報が掲載されているが、市民の立場からは、ハードルの高さを感じさせるような条件が羅列されすぎて、制度の利用を敬遠させている印象がある。積極的に苦情相談窓口に出向いてもらえるような工夫を行い、公調委が情報を吸い上げられるようにすることが重要である。</p>	<p>HPについては、これまでも改善を重ねてきたものの、なお一層の使いやすさを目指して取り組む必要があると考えている。網羅性や正確性ばかりではなく、ユーザを想定して一覧性やアクセシビリティの向上などを図ることも課題であり、専門家の知見も活用しながら、なお一層の改善に取り組んでまいりたい。</p>

○ 事件処理について

<p>いただいた主なご意見</p>	<p>公調委の考え方</p>
<p>現地期日の予算増や調査の予算増に見合った開催等がなされており評価できる。</p>	<p>今後とも、不要・無駄遣いにならない範囲で、前向きに取り組んでまいりたい。</p>
<p>現地期日については、距離等だけでなく、事件の規模も勘案すべきではないか。相隣紛争に類似するような事件にまで手厚く</p>	<p>現地期日は、地理的条件のほか効率性や社会性、期日の内容・性格等を勘案し、相当と認める場合に開催することとしており、</p>

税金を投入することは、国民の理解を得られないのではないか。	事件の規模も社会性の中で考慮される。今後とも、不要・無駄遣いにならない範囲で、前向きに取り組んでまいりたい。
【再掲】小規模な紛争が増加し、当事者の理解不足もあって主張の整理などに負担がかかる実感は、公害分野に限らずある。なかなか難しい課題だが、制度の理解促進や円滑な手続進行の工夫の継続に努めてほしい。	現在の基本計画期間中は、多様・小規模・本人申請の事件増などに伴う各種動向が見られた。次の基本計画期間では、周知・広報から事件の受付、事件処理の各段階で、この動向を見据えた工夫を継続してまいりたい。

○ 自治体、海外との連携・協力について

いただいた主なご意見	公調委の考え方
自治体との連携では、これまで行ってきた研究会に代わって自治体職員のノウハウ共有などが可能となる研修方を講じるとともに、その指標化も検討されたい。	厳しい財政事情のため、23年度は公害苦情相談研究会の不開催を余儀なくされる結果となったが、例えばブロック単位で行う会議の機会を通じた事例紹介や自治体が行う研修への支援など、可能な対応を検討中であり、そうした取組の具体策を見定めた後、その指標化も検討してまいりたい。
アジア各国をはじめとした国際協力・連携について、公調委が積極的に活動していることは評価できる。	今後とも、国際交流の機会を通じて、我が国の制度・運用を情報発信するとともに、各国の取組からも知見を得てまいりたい。

○ 公調委の政策評価について

いただいた主なご意見	公調委の考え方
どのように業務に取り組み、どのような成果を出し、どのような課題を発見し、どのように克服しようとしているのか明確に説明があり、良い変化を強く感じた。	現行の基本計画期間（3年）の総括をするとの位置づけを意識し、特に業務プロセスの改善に資する整理となるよう心がけたところ。
【再掲】自治体との連携では、これまで行ってきた研究会に代わって自治体職員のノウハウ共有などが可能となる研修方を講じるとともに、その指標化も検討されたい。	厳しい財政事情のため、23年度は公害苦情相談研究会の不開催を余儀なくされる結果となったが、例えばブロック単位で行う会議の機会を通じた事例紹介や自治体が行う研修への支援など、可能な対応を検討中であり、そうした取組の具体策を見定めた後、その指標化も検討してまいりたい。